平成30年度 労災疾病臨床研究事業

分担研究報告書

特定業務従事者健康診断の実施状況

研究分担者

伊藤　直人 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教

平成30年度労災疾病臨床研究事業費補助金研究　分担研究報告書

特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する

実態把握と課題解決のための調査研究

**特定業務従事者健康診断の実施状況**

研究分担者　 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教　伊藤　直人

研究要旨

【目的】特定業務従事者健康診断の対象となる業務（以下、対象業務）は、労働安全衛生規則に定められている13の業務である。業務内容に関わらず一般定期健康診断と同じ項目であり、結果に基づいて作業関連疾患の予防などの適切な措置を講じることは容易ではない。そこで、特定業務従事者健康診断の実施状況に関する調査を実施した。

【方法】　日本産業衛生学会の産業医部会会員1446名を対象に自記式アンケート調査を実施した。アンケート項目は、特定業務従事者健康診断の対象業務の有無、特定業務従事者健診・特殊健診の実施状況、特定業務従事者健診結果の活用事例とした。

【結果】322名の有効回答（有効回答率22%）を得た。特定業務従事者健診の対象業務が有りと回答したのは、深夜業224名が最多であった。特定業務従事者健診の実施率は対象業務を問わず80%以上と高率であった。放射線・粉じん・振動・騒音・有害物取扱・有害ガス取扱業務など特殊健診が定められている対象業務では、特定業務従事者健診の実施率より特殊健診の実施率が高かったが、重量物取り扱い業務では、特殊健診の実施率が60%と低かった。

結果の活用事例の回答は、深夜業103名が最多であり、高血圧、血糖検査異常の者に対して保健指導や就業上の措置を行った事例であった。その他の業務についての活用事例の回答は20名以下と少数であった。

【考察】特定業務従事者健診の実施率は、いずれの対象業務でも高かった。専門性の高い産業医を選任している多くの事業場で、法令で定められてる特定業務従事者健康診断を実施していると考えられる。一方で、深夜業務では、体重増加、血圧上昇、耐糖能以上のリスクが上昇することが知られているため、これらの検査を健診項目として含んでいる深夜業務では活用事例が多かったが、その他の業務では活用が限定されていると考えられる。

研究協力者

吉田彩夏　　 （産業医科大学　産業医実務研修センター　修練医）

A. 研究目的

労働安全衛生法により、事業者は労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定められている以下の13の業務に従事している労働者に対して、特定業務従事者健康診断を実施しなければならない。

・多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所に置ける業務(以下、暑熱業務)

・多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務（以下、寒冷業務）

・ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務（以下、放射線業務）

・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務(以下、粉じん業務)

・異常気圧下における業務（以下、異常気圧下業務）

・さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務（以下、振動業務）

・重量物の取り扱い等重激な業務(以下、重量物取扱い業務)

・ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務（以下、騒音業務）

・坑内における業務（以下、坑内業務）

・深夜業を含む業務（以下、深夜業業務）

・水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務（以下、有害物取扱い業務）

・鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭酸、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（以下、有害ガス等業務）

・病原体によって汚染のおそれが著しい業務（以下、病原体取扱い病務）

・その他厚生労働大臣が定める業務

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して、健康保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、必要と認める時は適切な措置を講じることも求められている。しかし、特定業務従事者健診の項目は、業務内容に関わらず一般定期健診と同じであるため、特定業務従事者健診の結果に基づき、対象業務に起因する作業関連疾患の予防など適切な措置を講じることは容易ではない。

また、特定業務従事者健康診断の対象業務のなかで、放射線業務、粉じん業務などの業務では、特殊健康診断の実施が義務もしくは努力義務となっているが、特殊健康診断との役割が明確になっていない。

特定業務従事者健康診断の対象業務を規定した安全衛生規則が公布された1947年とは、労働者を取り巻く環境が大きく変化した。当時は、労働環境が現在よりも劣悪であったことから、総合的な身体的負荷の評価を目的とした対象業務や健診項目が設定された。しかし、特定の有害要因による健康影響が明らかになるにつれ、その早期発見を特殊健康診断が担うことが多くなり、労働環境の是正により特定業務従事者健診が果たす役割が減ってきている。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方検討会(2016年2月)の中でも、特定業務従事者への健康診断について対象業務の妥当性について調査を行う必要があるという課題が提示された。

昨年度（平成29年度）の分担研究でも、特定業務従事者健診の実施状況を確認したが、今回の調査は対象者を約10倍に拡大すると共に、その活用事例を収集した。

B. 研究方法

　日本産業衛生学会の産業医部会員(1446名)を対象に自記式アンケート調査を実施した。質問項目は、対象者の属性、主として産業医を務める事業所における特定業務従事者健診の対象業務の有無、対象業務がある場合は特定業務従事者健康診断と特殊健康診断の実施の有無、特定業務従事者健康診断の活用事例（自由記載）とした（参考資料）。

なお、特定業務従事者健康診断の項目は、業務内容に関わらず定期健康診断を同じなので、同一労働者が複数の対象業務に従事していても、事後措置などを目的として健診を実施している業務のみ特定業務従事者健診を実施していることとした。

本研究は、産業医科大学倫理委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

総回答者数327名のうち特定業務従事者健診に関する質問について回答した322名を有効回答（有効回答率22%）とした。

回答者の属性は、産業医専属が142名（44%）、非専属が178名（55%）であり、産業医先の事業場業種は、製造業が150名（47%）と最多であった（表1）。

特定業務従事者健診の対象業務で多かったものは、深夜業務224名（69%）、有害物取扱い146名（45%）、放射線業務127名（39%）、粉じん123名（38%）、騒音115名（36%）であり、少なかったものは、低温寒冷業務21名（6.5%）、異常気圧下業務10名（3.7%）・坑内業務5名（1.6%）であった（表２）。

特定業務従事者健診の対象業務ありと回答したなかで、特定業務従事者健診を実施していた割合は対象業務を問わず概ね80%以上であった。また、この中で特殊健康診断の実施対象にもなる放射線・粉じん・振動・騒音・有害物取扱・有害ガス取扱業務では、特殊健康診断の実施率は59.3%から93.7%であり、異常気圧下業務、重量物取扱い業務のみ、特定業務従事者健診の実施率より特殊健診の実施率が高かった。（表2）。

特定業務従事者健診の活用事例の回答数と、特定業務従事者健診を実施している者に対するその割合は、深夜業では103名（46.6％）と最多であり、それ以外は20%未満となった（表３）。活用の具体例としては以下のようなものがあった。

高温暑熱業務

* *高血圧、糖尿病等の悪化により、就業制限を行った　など*

低温寒冷業務

* *高血圧の方に対して就業上の判断をするため、面談を行った　など*

粉じん業務

* *診察で呼吸器症状を認め、作業環境が不良であると訴えたため、職場巡視を行った　など*

放射線業務

* *特定の人に放射線曝露が偏っていたため、作業管理を行った　など*

振動業務

* *手指冷感を訴える方の作業を見直した*
* *手袋の導入と配置転換を行った　など*

重量物取扱い業務

* *腰痛の重症度に応じて、作業管理や配置転換を行った　など*

騒音業務

* *聴力障害を健診で指摘され、受診勧奨を行った　など*

深夜業務

* *深夜業務（二交替）にて疾病が悪化し常勤へ変更した*
* *血圧他、生活習慣病（作業関連疾患）の予防で就業措置を実施した　など多数*

有害物取扱い業務

* *皮疹を認めたため、配置転換を行った*
* *業務起因性の肝機能障害かどうかを確認した　など*

有害ガス等取扱い業務

* *呼吸機能が悪化したため、空気呼吸機を着用する業務から配置転換とした*

病原体取扱い業務

* *抗体保有者を業務に配置した*
* *休職の判断を行った*

活用事例の項目は自由記載欄だったが、「なし」の回答者が72名と深夜業についで多く、「特定業務従事者健診で突出した検査値に遭遇したことがない」「特定業務従事者健診は廃止すべきと思う」との回答もあった。

D. 考察

特定業務従事者健診の実施率はいずれの対象業務でも高かった。アンケートの対象者は、日本産業衛生学会の産業医部会員であり、専門性の高い産業医を選任している多くの事業場では、法令で定められている特定業務従事者健康診断を実施していると考えられる。

しかし、特定業務従事者健診の活用例は、深夜業以外の業務では回答率が低く、活用例なしとの回答も多かった。深夜業務では、体重増加、血圧上昇、耐糖能以上のリスクが上昇することが知られているため、これらの検査を健診項目として含んでいる深夜業務では活用事例が多かったためであろう。

特定業務従事者健診と特殊健康診断の実施が共に対象となった多くの業務では、特殊健診の実施率が高かった。特殊健康診断は対象業務により生じうる健康障害に対応した健診項目が設定されているためだと考えられる。一方、異常気圧下業務、重量物取扱い業務では、特定業務従事者健診の実施率の方が高かった。異常気圧下業務ありと回答した人は12名（3.7%）少なく、1名の回答が大きく結果に影響を与えたためと考えられる。また、重量物取扱い業務の健康診断の実施は事業者の義務ではないこと、定期的に実施する健診項目のなかで、必須項目は既往歴および業務歴の調査と自覚症状の有無の検査だけであり、その必要性が相対的に低下したと考えられる。

特定業務従事者健診の活用例では、深夜業務における就業上の配慮の他に、職場の環境の把握や、保護具着用を確認しているとの回答があった。これらは、問診で確認していると考えられるが、それ以外の特定業務従事者健診項目は活用されていないようである。そのため、深夜業以外の業務における健診項目の検討が必要である。

E.　結論

　特定業務従事者健康診断の実施率は高かったが、深夜業以外ではその結果はあまり活用されていなかった。

F．参考文献

なし

G. 研究発表

吉田彩夏、特定業務従事者健診の実施状況に関する調査、第91回日本産業衛生学会(熊本)、2018年5月

H. 知的所有権の取得状況

なし

参考資料：アンケート用紙（特定業務従事者健康診断に関する部分のみ抜粋）

**【PartⅢ】特定業務従事者健診の実施状況に関する調査**

特定業務従事者健診の対象業務は労働安全衛生規則で定められた下記①～⑬の13の業務です。皆様が主に担当する事業場で対象となる業務があれば○を記入し、右欄の特定業務従事者健診と特殊健診の実施状況をご回答ください。

なお、特定業務従事者健診の健診項目は業務内容に関わらず同じですので、特定業務従事者健診を実施している場合は、事後措置等を目的として実施している業務のみを選択してください。

（例）深夜業（⑩）と坑内業務（⑨）に従事している労働者を対象に、深夜業のみに着目をして特定業務従事者健診を実施している場合は、深夜業務のみ選択をして坑内業務は選択しないでください。

1．実施状況をお答えください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 下記の13の業務のうち、  業務があれば○をつけて  右欄の実施状況に回答 | | 特定業務従事者健診の  実施 | | 特殊健診の実施 |
| （例）△業務 | ○ | ☑あり | □なし | ☑あり　□なし |
| ① 暑熱業務 |  | □あり | □なし |  |
| ② 寒冷業務 |  | □あり | □なし |  |
| ③ 放射線業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ④ 粉じん業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑤ 異常気圧下業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑥ 振動業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑦ 重量物取扱い業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑧ 騒音業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑨ 坑内業務 |  | □あり | □なし |  |
| ⑩ 深夜業務 |  | □あり | □なし |  |
| ⑪ 有害物取扱い業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑫ 有害ガス等業務 |  | □あり | □なし | □あり　□なし |
| ⑬ 病原体取扱い業務 |  | □あり | □なし |  |

2．1で特定業務従事者健診を実施していると回答（太枠内）した各業務について、当該業務と関連する健康障害対策のために健診結果を活用したご経験を記載してください。ご経験がない場合は、なしとご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 特定業務従事者健診を実施  している業務の番号 | 活用例 |
| （例）⑩（深夜業務） | 深夜業従事後に血圧が悪化した労働者がいたため、保健指導（もしくは就業配慮）を実施した。 |